

平成25年行政事業レビューシート

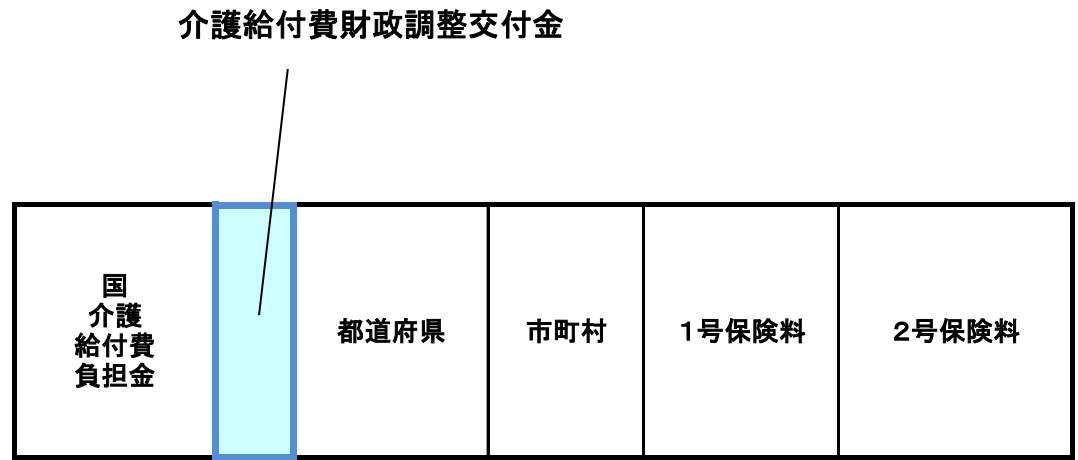
(厚生労働省)

事業名	介護給付費財政調整交付金		担当部局庁	老健局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度		担当課室	介護保険計画課		介護保険計画課長 榎本 健太郎	
会計区分	一般会計		政策・施策名	IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第122条、 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第1条の2、		関係する計画、 通知等	介護保険事業計画、 介護給付費財政調整交付金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	介護保険制度の安定的な運営を図るため、第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行う。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	365,222	384,658	412,538	437,493	461,993
		補正予算					
		繰越し等					
	計	365,222	384,658	412,538	437,493	461,993	
	執行額	361,265	382,564	409,351			
執行率(%)	98.9%	99.5%	99.2%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本負担金は介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、本負担金を適切に執行することにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることを目的とするものであるが、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。			成果実績	—	—	—
			達成度	%	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本負担金は介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、本負担金を適切に執行することにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることを目的とするものであるが、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。			活動実績 (当初見込み)	—	—	—
					( )	( )	( )
単位当たりコスト	—		算出根拠	—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	介護給付費財政調整交付金	437,493	461,993	高齢化の進展により介護給付費が増加したため。			
	計	437,493	461,993				

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、国は本制度が十分にその機能を果たし、かつ安定が確保されるよう努める責務がある。その具体的な責務の表れとして、国費が投入されているところである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	安定的な制度運営のため、公的責任が生じることから国、自治体、被保険者で費用負担を分担している。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、極めて優先度が高いものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	介護保険制度の費用負担構成は法定事項であり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	本事業は、介護保険法第122条に規定する、介護給付及び予防給付等に要する費用に係る国の交付金であり、これにより安定的な介護保険制度の運営が図られていることから、妥当なものである。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本事業については、必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	0549	平成23年	0499	平成24年	0441

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

- 介護保険給付の負担割合(平成24年度)
- ・国・(1)介護給付費負担金  
施設15%、その他20%
  - (2)介護給付費財政調整交付金 5%
  - ・都道府県・施設17.5%、その他12.5%
  - ・市町村・12.5%
  - ・1号保険料・21%
  - ・2号保険料・29%



### 平成24年度実績

厚生労働省  
409,351百万円

〔 法に基づき、介護給付費財政調整交付金を交付 〕



A. 介護保険者(市町村)  
(全国1,580保険者)  
409,351百万円

〔 介護給付及び予防給付等に要する費用の支払 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.大阪市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	介護保険給付	12,332			
審査費	国保連への審査支払手数料	11			
計		12,343	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	12,343		
2	京都市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,586		
3	札幌市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,386		
4	神戸市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,321		
5	名古屋市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,303		
6	横浜市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,142		
7	北九州市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	4,530		
8	福岡県介護保険広域連合	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	3,704		
9	福岡市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	3,637		
10	仙台市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	3,186		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					